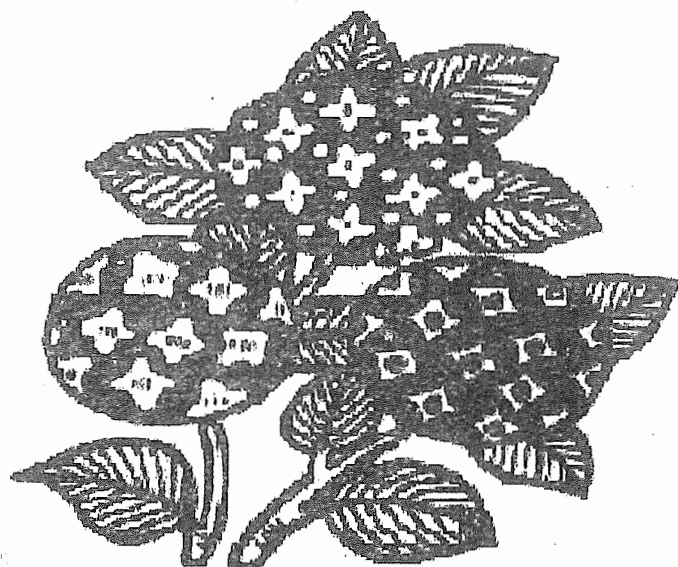


かながわ市民オンブズマン

広報誌 第3号



あじさい

第3号・目次

- 5月度役員会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・（1）
- 「水道メーター談合」監査請求（横浜）・・・・・・・・（2）
- 川崎市「水道メーター談合」監査請求・・・・・・・・（4）
- ★★★★お知らせ★★★★・・・・・・・・・・（5）
- 横浜市からの回答（閲覧手数料問題）・・・・・・・・（6）
- 「かながわ市民オンブズマン」湘南地区大会・・・・・・・・（6）
- 「クリッピング」情報・・・・・・・・・・・・（7）
- 「市民オンブズマン参加の想い」（近藤浩二）・・・・（11）

「かながわ市民オンブズマン」インターネット・ホームページ

URL ; <http://www.hamakko.or.jp/~dcj03216>

● 5 月 度 役 員 会 議 事 録

記録：高橋由紀

1997年5月14日（水） 6:30pm～ 於 開港記念会館

1. 横浜市閲覧手数料無料化に関する要望書を提出

要望書を出すだけでなく、今後、議会の各会派を回って説得する必要がある。

（フロアから）

戸籍謄本などは写しを作成する手間があるから手数料を取られるのは仕方がないが、閲覧だけで手数料を取るのはおかしい。

（フロアから）

閲覧手数料に関する議案が議会に提出されてからでないと、難しいのではないか。

要望書を出しても変わらないのでは。

（回答）

様々な方法でアプローチしていく必要があり、要望書もその一手段と捉えている。

2. 水道メーター談合

神奈川と横浜については、かながわ市民オンブズマンとして監査請求した。オンブズマンとして監査請求するのは、全国初（川崎は個人名）。

意見陳述は、 神奈川県 6月6日

横浜市 6月20日 午前10時

川崎市 6月11日 午前10時

神奈川県、横浜市、川崎市以外で監査請求する場合は、3自治体に提出した文面を参考にして下さい（水道事業をやっている自治体はそんなに多くない）。情報公開で入札調書を取るのに、神奈川県では9000円、横浜市では10万円かかった。入札調書を取るだけでも意味がある（落札価格の変化がわかるし、監査請求をしている他自治体に資料として提出することもできる）。横浜市はすでに入札方法を一般競争入札に近い形に変えている。

3. 議会の透明度調査

神奈川県と横浜市については、4月23日に調査票を直接持っていった。その他については、郵送。回収については、オンブズマンメンバーが出向くか郵送で。（6月1日現在で神奈川県下のすべての自治体から回答を得られた）調査票の質問に加え、補充質問をする必要のある自治体もある。まとめ方については5月27日に決める。

（各自治体を訪問したメンバーの感想）

○座間是对応が悪かった。対策会議まで開いて対応した自治体もあった。委員会規則に秘密会議があるのはおかしい。箱根町は情報公開条例を持たないので、逆に資料を送ってほしいと言われた。

○真鶴は定数が少ないので、予算以外はすべて本会議で議論する。委員会が非公開と言っても、他自治体とは意味が違うようだ。

○伊勢原は委員会傍聴席が2席しかない。大勢傍聴に来たときは別室にスピーカーを置いて対応している。

○海老名は10人くらい入れそう。傍聴の実績は2～3回。

○鎌倉は委員会傍聴できるが、部屋が狭く、規則が厳しい。市民が改善を要望したことがあるが、議員は取り合わなかった。

○横浜は傍聴席6席だが、すべてプレス用。市民は1回も許可されたことがない。

○神奈川県は公開しているが傍聴する人が少ない。

○平塚は傍聴している市民が笑ったり話したりしても、注意されない。

4. 議員の海外視察

全国市民オンブズマン連絡会議からの調査要請（神奈川県と政令市）。

議会が情報公開の対象になっている自治体が少ないので、アンケート方式。見解を

聞く項目もあるので、ヒアリングも行う。その他の自治体に対して調査をしたい人は、文面を参考にして下さい（実施したい人は事務局までご連絡下さい）。

（フロアから）

「公費で海外旅行に行かないと議員活動に支障がありますか」という項目を入れてはどうか（反対意見あり）。

（フロアから）

議員による国内旅行（視察）にも問題がある。

（フロアから）

鎌倉は104万円を1回の視察で使い切る。正規料金で旅行に行っているようなので、余った予算の行方を調べたい。

（フロアから）

ホームページに報告書を載せてほしい。

（フロアから）

コピー代が高すぎる。

5. 弁護士による相談会

設立以来、事務局に多くの相談が寄せられている。オンブズマンの活動に関わる弁護士の数も増やしたいので、7月頃に相談会の日を設ける予定。

6. 全国大会への参加

全国市民オンブズマン連絡会議の全国大会が7月20日・21日、福岡市で開催される。詳細は事務局まで。

7. 会員名簿について

地域ごとにオンブズマン活動を展開したいという声が多く聞かれるため、地域（基礎自治体）限定で名簿を会員全員に公開してはどうか（あくまで会の活動趣旨に添った形での使用を前提として）。各会員に、名簿登載への可否をハガキで問い合わせ、承諾した会員のみ登載する。

8. 次回役員会

6月11日（水）6:00pmより茅ヶ崎市で開催。

今後、3カ月に1回くらいは横浜以外の市町村で開催してはどうか（次回地域開催は11月）。7月の役員会は、7月11日（金）6:30pmより、「ながわ県民サポートセンター」にて。

● 「水道メーター談合」で監査請求

かながわ市民オンブズマンは結成後、初めての監査請求を5月14日に実施した。

請求先は「神奈川県」「横浜市」「川崎市」で請求の概要は下記の通り。

「水道事業者としての県・市が発注する水道メーターについて、納入業者が談合により不当に価格をつり上げている疑いが濃厚であるので県・各市（直接の責任者は公営企業管理者たる県企業庁長または市水道局長）が損害賠償請求を起こすよう監査委員が勧告することを求めたもの。」詳細は下記の県に対する監査請求書を参照。

なお当件の監査委員に対する陳述は、県にたいし6月6日、川崎市6月11日に行われた。

監査委員からの回答は7月中旬に予定されている。会員各位も注目いただきたい。

***** 監査請求書 *****

神奈川県監査委員殿

横浜市中区相生町1丁目18番地

光南ビル6階大川法律事務所内

請求人 かながわ市民オンブズマン

代表幹事 大川隆司

同 篠原義仁
同 本間弘彦
同 益子良一

神奈川県職員（県公営企業管理者）措置請求書

請求の要旨（主張事実）

1. 東京都が発注する水道メーターについて、指名競争入札等参加する業者の間で談合が行われたことが、最近発覚した。

公正取引委員会は本年3月19日、指名業者 25社に対し、独占禁止法違反行為の排除勧告を行い、東京高検は3月31日、この 25社と営業担当者34名を独占禁止法違反の罪で起訴した。

この談合によって、水道メーターの価格が不当につり上げられていたことは言うまでもない。都議会における水道局長の答弁によれば、多くの家庭で使われている口径20mmのメーターを例にとると、平成7年度の平均単価が7,659円であるのに対し平成8年11月以降の平均価格は3,811円である。（ちなみに、公正取引委員会が刑事告発に踏み切ることが報道されたのは11月16日のことであった）同答弁によれば、小口径メーター全体について、平成6年度以降の実際の契約価格と、平成8年11月以降の価格との差額を計算すると、約42億9000万円に達するという。これが業者間の談合によって発注者が蒙った損害にはかならない。

2. ところで、問題は東京都の関係する契約に限られるわけではない。

県企業庁が発注する水道メーターにかんしても、指名業者は小規模の一部業者を除き東京都の指名業者と同一である。6年度、7年度の入札調書（口径20mmメーターの新規購入分）によれば、平成6年4月27日から 7年12月25日までの間に行われた30回の入札において、落札単価は常に8860円一定しながら、落札者はその都度入れかわるという奇怪な現象が生じており、指名業者間に談合が行われてきたことは明かである。平成8年度はじめの落札価格が 7880円であるのに対し、11月25日の落札価格は平均 4011円であり、談合により、価格が約2倍につりあげられていたことも東京と同様である。

3. 県企業庁の購入金額の総額は口径20mmに限っても

平成6年度 130,931,540円

平成7年度 196,204,700円

平成8年度 51,345,000円（11月25日分を除く）

に達するが、4011円を適正価格とみなした場合の差額
約1億7400万円が、談合による損害と推定できる。

〔措置要求〕

以上の次第であるので、県が蒙った上記損害を補填するための措置として、指名業者に対し、共同不法行為にもとづく損害賠償を請求するよう、公営企業管理者に対し勧告することを求める。

意見陳述傍聴者、動員の件

横浜市水道メーター談合の監査請求に対し意見陳述日が下記の通り決まりました。当日は出来るだけ多くの人に傍聴して頂き当局に無言の圧力を掛けたいと思います。お時間の取れるかたは、是非傍聴に参加して下さい。

日 時：平成9年6月20日（金）午前10時より

場 所：関内中央ビル2F（横浜市役所の北隣りのビル）

出席者集合場所と時間：

・集合 場所： 関内南口改札口

・時 間： 午前9時30分

● 川崎市水道メーター 監査請求問題

記録：奥田久仁夫

川崎市では、県及び横浜市に対する監査請求と期を同じくして、平成9年5月14日水道局長に対し江口、奥田、横山の三名が請求人「かながわ市民オンブズマン」川崎在住市民として監査請求を行なった。

その後川崎市水道局では、5月20日3カ月間の入札氏名取り消しが解除となった5月4日以後の最初の入札が行なわれた。

直ちに情報公開請求を行ない、落札状況を把握した結果、東京都、神奈川、横浜市と同じく、20mm口径デジタル水道メーターの落札価格は従来の8,890円から、3,505円と60%も激安単価となっている事が判明した。これでは過去の落札価格は一体どのように決めていたのか、業者の姿勢が厳しく問われなければならないことを痛切に感じるとともに、水道局側の物品購入の在り方にも強い疑問があらためて生じるところとなった。

ちなみにこの新しい落札単価にもとずき、この価格で平成8年度の20mm口径水道メーター購入が行なわれていたとした場合の推計損失額は下表のとおり一億四千百六十三万二千四百円（リモートを除く）にも登るものである。

同様に計算すると、平成6年度の推計損失額は一億六千四百四万五千五百円、平成7年度の推計損失額は一億八千四百九十七万五千八百円となる。

監査請求の口頭陳述（6月11日）では、これらの点を具体的に委員に示し、水道事業管理者たる水道局長をして納入業者に損害賠償請求をするよう勧告を行なうことを強く求めてゆく予定である。

20mm口径分平成8年度推計損失額(平成9年度落札単価にもとづく推計額)

No	入札日	落札会社	種 別	個 数	単価(円)	落札額(円)	9年度単価	購入可能価額	損失推計額
1	H8.04.01	東京水力器機	デジタル	3,000	8,890	26,670,000	3,505	10,515,000	16,155,000
2	H8.04.01	日國工業	デジタル	3,600	8,870	31,932,000	3,505	12,618,000	19,314,000
3	H8.04.01	リコー精器	デジタル	4,400	8,890	39,116,000	3,505	15,422,000	23,694,000
4	H8.04.01	高畑工業	デジタル	5,000	8,870	44,350,000	3,505	17,525,000	26,825,000
5	H8.04.01	日東メーター	デジタル修理	1,800	5,080	9,144,000	1,877	3,378,600	5,765,400
6	H8.04.01	金門製作所	デジタル修理	2,400	4,820	11,568,000	1,877	4,504,800	7,063,200
7	H8.04.01	日本計器工業	デジタル修理	2,600	5,050	13,130,000	1,877	4,880,200	8,249,800
8	H8.04.01	東洋計器	デジタル修理	3,000	5,070	15,210,000	1,877	5,631,000	9,579,000
9	H8.04.01	金門製作所	デジタル修理	3,600	5,050	18,180,000	1,877	6,757,200	11,422,800
10	H8.04.01	リコー精器	リモートFRR	5,000	16,360	81,800,000	—	—	—
11	H8.04.01	東芝	リモートKTR	4,000	16,360	65,440,000	—	—	—
12	H8.04.01	金門製作所	リモートKTR修理	3,000	9,820	29,460,000	9,120	27,360,000	2,100,000
13	H8.10.17	日本計器工業	デジタル修理	1,600	4,700	7,520,000	1,877	3,003,200	4,516,800
14	H8.11.25	横浜水道機材	デジタル修理	1,600	3,300	5,280,000	1,877	3,003,200	2,276,800
15	H8.11.25	リコー精器	デジタル修理	2,200	4,000	8,800,000	1,877	4,129,400	4,670,600
計				46,800		407,600,000			141,632,400

★★★ お知らせ ★★★

★ かながわ市民オンブズマン第5回役員会のお知らせ

日 時：1997年7月11日（金）18：30～20：30（会場18：00）

会 場：かながわ県民サポートセンター305号室

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2（横浜駅西口三越横入る）

会 費：100円（会場費）

なお会場についてのお問い合わせは安斉まで（045-312-1121）

*第6回 9月12日（金）同上

*第7回 10月17日（金）同上

★ かながわ市民オンブズマン（－横浜会員の集い－）

横浜市在住の会員の顔合わせをかねて、一緒に横浜市の問題点を語り、今後の活動をどう進めたらよいか懇談したいと存じます。以下の要領にて開催しますので、万障繰り合わせご出席ください。

日 時：1997年6月26日 18：00

会 場：上記かながわ県民サポートセンター

会 費：100円

なおこの件についてのお問い合わせは安斉まで（045-781-7265）

★ 「かなぐら市民オンブズマン」のお知らせ

5月例会では、逗子市の情報公開について、取組みの経過と条例の概要、ユニークな救済制度である「情報オンブズマン」について、実例を含めきめ細かなレクチャーを受けました。会員各位からの問題提起は、時間の関係でできなかったため、6月の幹事会で行うことを決め、6月例会も下記の要領で開催することとしました。2度にわたってご出席いただくこととなりますが、ぜひお出ましく下さい。

6月例会 日 時： 97年6月26日（木） 7：00PM

場 所： 福祉センター 第3会議室

お話し： 講師、西尾 隆 ICU準教授（行政学）

スウェーデン、イギリスなどのオンブズマン制度、国会でのオンブズマン法の働きなどについて学習します。準備会段階で使用した若干のテキストがありますので、お入りの方は事務局にご請求ください。

「かまぐら市民オンブズマン」

248 鎌倉市御成町17-15 TEL/FAX 0467-22-4523

会員名簿掲載についての お願い、

会員相互のコミュニケーションと組織強化の為に会員の名簿を作りたいと思います。就きましては、名簿に住所氏名の掲載の諸・否の返答を頂くべく、先月の第2号広報誌発行の際、返信用ハガキを同封いたしました。未だご回答頂いていない方が多数おられます。お手数ですが至急ご回答下さるようお願い申し上げます。

第1回の名簿は今月末迄に“諸”の回答のあった方のみ掲載して名簿を発行致します。回答の無い方は名簿上に掲載されませんので、ご注意下さい。

なお、名簿の取り扱いは会員相互のコミュニケーションと組織強化の為に会内部での開示に留めるもので、外部へ向けての公開は致しません。

● 横浜市からの回答 (閲覧手数料の無料化について)

記録：橋本光治

去る4月24日に横浜市に閲覧手数料の無料化を要望、回答を求めているが、6月4日付けで以下のように当オンブズマン宛回答があった。(4人の代表幹事宛)

閲覧手数料の無料化につて(回答)

本市の公文書公開条例が制定後10年を経過することとなり、市民の制度に対する関心が高まっていることや、市政に関する市民の情報ニーズが多様化し、より充実した公文書公開制度等の実現が課題となりつつあることを背景として、平成9年5月26日に、公文書公開制度等のあり方について、本公文書公開審査会に諮問しました。

ご要望にある閲覧手数料については、検討事項の一つとして、今後、この審査会の中で議論されるものと考えており、答申の内容を踏まえ検討していきます。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によりしくお伝えください。

● “かながわ市民わオンブズマン” “湘南地区大会” 開く

記録：橋本光治

かねてご案内のかながわ市民オンブズマン「湘南地区大会」は6月11日に茅ヶ崎市役所分庁舎6Fのコミュニティーホールで55名の参加のもとに開かれました。

当日は午後2時過ぎに主催者の茅ヶ崎市民オンブズマン研究会の本間弘彦代表(かながわ市民オンブズマン代表幹事)の挨拶と、同氏の司会で大会を進行。

大会はまづかながわ市民オンブズマンの大川隆司代表幹事から3月1日に発足以来取り組んだ活動を全般にわたって報告。また全国共通の課題についても同様の報告を行い、今後の取り組みについても各位の協力を要請しました。

次に森田明事務局長(本会の一斉調査可能の特徴)益子良一代表幹事(水道メーターの談合による監査請求について)の説明が行われました。

出席者の意見や、報告を要約しますと以下のとおりです。

- * 茅ヶ崎市職員の出張手当(近距離)に疑問がある。
- * 津久井郡のある町で議員の野球大会に公金を支給している。(そのあとの二次会にも)
- * 海老名市に市民オンブズマンを設立し、活動として市の行政嘱託員に総額年間約3千余万円の報酬を支払っていることに監査請求した。市の広報誌を配布することを目的に自治会会長に支払っているもの
- * 高齢者無料バスが平塚市でようやく実現。* 議員の交通費は平塚ではバスは無料。
- * 横須賀で委託明細の公開請求をしたところ非公開に。* 情報公開条例の無い自治体での公開請求について* 土地開発公社の問題* 国、地方自治体の赤字財政、借金返済についての政治家、公務員の無責任について

以上

●「クリッピング情報」

★『閲覧に高額”受益者負担”』 (読売新聞5/25)

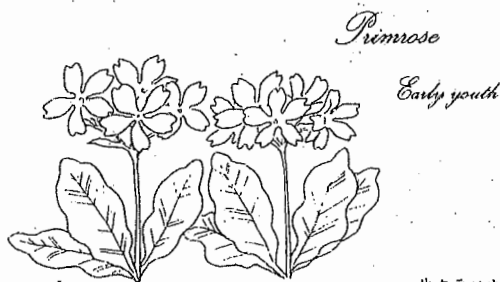
『横浜市の情報公開制を体験検証』

自治体の不正や税金の無駄遣いに監視の目を光らせる市民団体「かながわ市民オンブズマン」(代表幹事・大川隆司弁護士ら4人)が誕生して、2カ月余りが経過した。”初仕事”として取り組んだのが、横浜市が徴収している1件300円の閲覧手数料の撤廃要望。「件数が多い場合には手数料が高額に上り、制度利用の妨げになる」というのが主な理由だ。もとより、開かれた行政を実現し、住民の信頼を確保するためには、情報公開制度をフルに機能させることが大切。横浜市も近く、制度の見直しに入るが、実際、どれくらい費用がかかるのか。試しに、高秀秀信市長と3助役の交際費、食糧費について情報公開請求してみた。

(柳沢 龍児)

<請求>

「秘書課の食糧費だけで年に100件くらいになりますが」。横浜市の情報公開の窓口・市民情報センターに出向いて、実際、驚いた。請求しようとしたのは、94年-96年度の市長、助役交際費と市長秘書課の食糧費に関するすべての公文書。1件の閲覧手数料は300円だから、食糧費だけで9万円の計算だ。



サクラソウ
・若々しさ

<手数料>

同市が手数料徴収の根拠として挙げるのが、「受益者負担の原則」と「大量請求の防止」。しかし、84年の情報公開条例施行以来、無料の川崎市は「(情報公開は)市政を広く市民に知ってもらうという行政本来の事務。手数料徴収は、開かれた市政から市民を遠ざけることにもなる」と指摘する。

対する横浜市は「大量請求に伴う事務作業の対価を誰が払うのか。税金で支払うのが適当かどうか」(市民情報室)と反論する。しかし、それでは「開かれた行政を一層進める」とうたわれている市公文書公開条例制度の趣旨の保証はおぼつかない。「大量請求は例外的なもの。例外を原則とするのは本末転倒」と、やはり無料の県と川崎市の担当者は口をそろえる。

実際、公開請求してみても、手数料は相応な障害になるというのが、偽らざる実感だ。問題点を探ろうとすれば、それなりの量の公文書を請求しなければ意味がない。

だが、予定していた過去3年分すべての公文書を請求するとすれば、手数料に加え、1ページ30円のコピー代を含めて実費負担は想像もつかない。結局、食糧費、交際費とも、96年度分に限った上、食糧費は懇談会などに限定した。

<公開>

公開・非公開の決定は、請求から14日以内に所管課が決定する。今回、公開された公文書は、合わせて78件、671ページだ。「個人情報にかかわる部分」(市秘書課)は非公開。閲覧手数料とコピー代で、しめて4万3500円。都内のサラリーマンの平均的な小遣いは5万1300円(96年、第百生命調べ)。一市民がアクセスできる額とは言い難い。

<法案>

情報公開先進国・米国の情報自由法では、営利目的以外は、2時間までの検索が無量で、コピー代も100ページまでは請求されない。県内では17市1町が情報公開を制度化しているが、横浜市と並んで手数料を徴収していた秦野市が今月、手数料の撤廃を打ち出した。手数料無料化の動きは時代のすう勢だ。横浜市もようやく重い腰をあげ、今週中にも公開条例の見直しを市公文書審査会に諮問する。

しかし、高秀市長は「受益者負担の考えは変わらない」と再三にわたって発言している上、同市が制度見直しのガイドラインにしたい政府の情報公開法案でも、「実費を勘案し、政令で定める」と、あくまで有料が前提。

このため、諮問がどこまで踏み込んだ内容になるかは、不透明だ。

★『浮かび上がるずさん公文書』

あて名のない領収証、目的のはっきりしない意見交換会。情報公開請求によって公開された96年度の「市長・助役出席分の食糧費執行に関する支出命令書」や「市長助役交際費の前払簿」など、671ページに及ぶ公文書からは、ずさんな文書作成の実態が浮かび上がる。

<食糧費>

市長、助役が出席した懇談会などは計31回。うち、最も多かったのが「意見交換会」だ。「実質的な懇談会」（市長秘書課）で、27回開催されていた。相手先は市議が11回とダントツ。市政関係者、新聞関係者がともに4回と続いた。いずれも、出席者1人当たりの金額は、1万5千～2万円程度だ。

「意見交換会」で目を引くのが「市政をとりまく諸問題について広く意見・情報等の交換を行う」とする開催趣旨。相手先や時期が異なるにもかかわらず、1件を除いてすべて同一だ。議題も「市政の現況及び当面の諸問題について」と、一言一句変わらない。

<交際費>

市長が500百万円、助役1人当たり250万円の交際費は、9つに分けられた支出項目のうち、いずれも生花代やお祝い、香典などの慶弔関係の支出が多い。中には、昨年10月に行われた2人の市議の「議員生活二十五周年を祝う会」に、市長、三助役がそろって各1万円を祝い金として支出したケースも。「かながわ市民オンブズマン」の森田明事務局長は「代表者である市長だけでいいのでは」と首をかしげる。

政治家関係の支出では、市長交際費だけではほかに市議のOB会の「横浜かもめ会」の総代に7万円、「県議と県政を語る会」に1万円などがあった。

支出状況を記録する受け払い簿とともに、その根拠となる領収書も公開された。しかし、懇談会費に当たる「接遇費」として支出された領収書は、あて名や日付が記入されていないものが目立つ。助役の一人は計38回の接遇のうち、半分の19枚の領収書はあて名が空欄だった。

市金銭会計規則では、領収書の宛名は管理者名を記載するのが原則。市収入役室では「あて名の無い領収書は認められないのだが…」と困惑を隠さない。

Clower
Promise



シロツメクサ
・約束

確かに、交際費の場合、香典や見舞いなどの支出の性格上、同規則でも領収証は「省略できる」と定めてはいる。だからといって、不完全な領収証が認められていいものかどうか。オンブズマンの森田事務局長は「接遇の相手先や人数も明らかにせず、領収書のあて名もない。適正な支出か疑わしくなる」と厳しく指摘する。

市長室秘書課では「交際費は行政運営上に必要な交際のための経費で、支出は適正に行っている。誤解を招くようなことがあれば改めたい」と話している。

★『情報公開 抜本見直しへ』

～審査会に市長諮問

手数料など焦点に～

(読売5/27)

横浜市の高秀秀信市長は、26日、市公文書公開審査会（森英雄会長）に、公文書公開制度のあり方について諮問した。市条例の抜本的な見直し要請で、1988年の条例施行以来、初めてとなる。「手数料徴収が制度利用の妨げになる」など、市民団体などからの批判に対応した措置といえそうだ。答申は来年度中の予定。

同市は、公文書公開条例施行から十年を経過し、市政情報をめぐる市民ニーズの高まりや、より充実した公開制度の実現が課題となってきたことから、見直しの検討に入っていた。諮問はこれを受けた形で、手数料徴収のあり方から各種審議会での審議内容の公開の是非、政府の情報公開法案で公文書と定義付けられた磁気テープの取り扱いなど行政文書の範囲まで、様々な角度からの包括的な見直しを求めている。



高秀秀信市長の交際費

支出項目	件数	金額
生花代	29	173
香典	53	101
祝い金	44	64
接遇	9	49
会費	23	41
賛助	5	21
見舞い	6	26
せん別	1	2
その他	32	26

(金額は万円、千円未満四捨五入)

同制度をめぐっては、自治体職員のカラ出張や食糧費の不適正な執行などが全国的に注目を集めたところから、同市でも利用者が急増。95年度は前年度比約70%の1,490件の公開請求があった。それに伴い、条例施行から徴収していた1件(1決裁)300円の閲覧手数料に、市民から「高額すぎる」との批判も。先月には「かながわ市民オンブズマン」が手数料撤廃の要望書を高秀市長に提出したほか、同市と並んで手数料を徴収していた秦野市も、無料化を打ち出すなど、反発が強まっていた。

また、今月2月の「全国市民オンブズマン連絡会議」の全国調査では、行政文書の記載内容や非公開部分などを含めた総合的な情報公開度で、全国12政令都市中、最下位。諮問にあたり、高秀市長は「手数料の考え方なども自治体によって異なり、審査会では情報公開制度そのものについて、幅広く議論してもらいたい」とコメントした。

★横浜市の情報公開

見直し作業スタート

(神奈川新聞6/6)

横浜市の公文書公開制度の見直し作業が今月、スタートした。制定から10年を機に「抜本的に幅広く」(高秀市長)条例の改正を目指すという。背景には、行政側の不明朗な食糧、交際費に対する市民の批判の高まりがある。今回、具体的な見直し事項に触れないまま諮問した市の姿勢に、関係者には戸惑いも見られる。条例改正のポイントはどこなのか、まとめた。(山口 譲一)

高秀市長は5月26日、市公文書公開審査会長の森英雄弁護士に制度の見直しに関する諮問書を手渡した。しかし、そこには「答申期間は1998年度」とされた以外に、検討してもらう具体的な事項の記述が見られなかった。

森会長は「5人の審議会委員の間で、制度見直しの意見がこれまでもあったが、市長からの諮問は急だったので、驚いた。大変な仕事を引き受けたと言うのが率直な感想だ。どこから手を付け、どの程度までやるのか、各委員と相談して決めたい」と話す。

当面は、国内外の情報公開制度の運用状況や情報公開訴訟の判例などを集め、検討するという。

ただ、横浜市の制度については既に多くの問題点が指摘されている。

まず手数料。同市の場合、閲覧でも写しの交付(別途コピー代30円)でも、手数料は一件300円。三月に旗揚げした「かながわ市民オンブズマン」が、四月に無料化を要望した。秦野市が五月に無料化に踏み切ったため、有料なのは県内では横浜市だけになった。

これまで同市は、こうした手数料の無料化を要求する声に「受益者負担」「マ

ニアらによる大量請求への乱用防止」とその理由を挙げ、反論してきた。市市民情報室によると、過去10年分の建築確認申請書(約1万3千件)をすべて請求されたが、結局手数料を支払わないケースもあった」という。

ちなみに、96年度の公開請求件数は1141件で、制度がスタートした88年度の115件の約10倍に増えている。

しかし、同オンブズマン事務局は市側の説明に対し、「むしろ、制度の活用で、全国各地で何十億円という単位で食糧費が削減されるなど、公費の節約が実現した」と議らない。

制度見直しを幅広く考える上で参考になるのが、オンブズマンのメンバー、森田明弁護士らが96年9月、市に提出した要望書。県・川崎市との比較などを基に、制度の改善点を挙げている。

具体的には①職員に制度の趣旨を自覚させ、解釈の基準を明かにし、過去の運用例とあわせ周知徹底する。②請求者のプライバシー保護に注意する③原本の閲覧④手数料の減免を広く認める⑤公開審査会の審議を迅速に⑥運用についての審議機関を設置—などだ。

同オンブズマン代表幹事の大川隆司弁護士は「公開の対象に議会を加えるなど課題はまだたくさんある。また、今後の予想される、都合の悪い情報を文書化しない場合にどう対応するかなど、議論は尽きない。市の見直し作業はオープンに進め、市民の意見を聞きながら進めるべきだ」と主張している。

96年12月に最終答申(素案)が出た、国の情報公開法の制定作業も大詰め。情報公開制度の本来の目的である「市民の知る権利」にどこまで答えられるか、横浜市の制度見直し作業は注目を集めている。

● 市民オンブズマン参加への想い

秦野市会員 近藤 浩二

人生経験の多い諸先輩の方々を差し置いて想いを語らせていただくのも、おこがましいのですが、折角の機会ですので、私のことを少し知っていただければと思い筆をとります。昨今、国政、地方行政を問わず、我々の血税が、無駄使いされているのではないかと、これをお読みの皆様はお感じの事と思います。

私自身は数年前に平塚市から秦野市に引っ越しした為、秦野市における無駄使いと思われる行政に直接ふれる機会はありませんでした。以前平塚市で暮らしておりました折には市の会計報告等を閲覧したこともありましたが、その個々の内容については、大変不透明で、各々の支出の妥当性については、個々人の力では、つかめないことを痛感いたしました。そこで、秦野市に転居してからではありますが、直接平塚市役所に文書で問い合わせをすることにいたしました。そうした折、かながわ市民オンブズマンの旗揚げを知り微力ながら参加させていただくことにいたしました。

私は監査請求とか具体的な行動を起こしたことはありませんし、またそういった法律的な難しいこともわかりません。

ただ二、三度平塚市役所と文書のやりとりを行っただけです。もとよりそんなことで不透明な税金の使途が一朝一夕に明らかになるわけありませんし、明らかになるとも思ってもおりませんでした。

しかしながら私が大切だと思いますことは、常に行政内容を問いただす姿勢を持ちつづけることではないかと思います。

訴訟とか難しいことは弁護士の先生におまかせするとして自分達に出来ることから行動に移すことが大切ではないでしょうか。

首長や、役所に疑問点を文書で問いただしたり、現状認識や、今後の対策をどう考えているかを尋ねるのもよいと思います。我々は有権者であり、首長を選出する権利と責任があります。考え方の曖昧な首長、行政の監督できない首長は、選挙で選出しないことができるのではないのでしょうか。直接選挙運動等を行うのは市民オンブズマンの活動の主旨に反すると思いますが、自治体の考え方や、首長の対応等を我々が確認し、市民オンブズマンの活動の一貫とし、我々の手の届く範囲からでも広報活動していくことで、結果として少しずつでも行政の監視が出来ていくのではないかと思います。日本には本当の意味で、民主主義が根付いていないとよくいわれます。民主主義の原点は市民一人一人が、自覚をもって自分の出来ることから行動を起こすことではないかと思います。

広報誌：「かながわ市民オンブズマン」 第3号 (会員配布用)

事務局：横浜市中区相生町1丁目18番地 光南ビル6F

大川法律事務所内 ☎045-664-7825 発行責任者：森田明

編集・制作スタッフ：折井久彦／橋本光治／江口武正／奥田久仁夫
高橋由紀／保坂令子／村上英吾／門野圭司／佐藤勉／田中宏

※この広報誌は再生紙を使用しています。

かながわ市民オンブズマン代表幹事

新新聞

大川 隆司さん

トクかながわ

公文書の透明化を訴え

請求を却下したり、肝心な部分を「墨塗り公開」するなど問題が多く、請求のたびにイライラが募る行政の情報公開制度。食糧費の不当支出に代表されるように、公文書にはお役所にとってマズイ話が隠れているものだ。こうした秘密暴露に大きな役割を果たしているのが市民団体の「オンブズマン」。本県でも三月一日、「かながわ市民オンブズマン」が設立された。発足以来、横浜市の公文書閲覧手数料の無料化を求めるなど、精力的な活動に取り組む同会の代表幹事の一人、大川隆司弁護士(左)に話を聞いた。

(聞き手・吉野実)

× × ×

「閲覧料を徴収しているのは明していますが、

本県では横浜、秦野の二市だけ。

このうち横浜市は「営利活動目的」や「請求マニア」に対処するため、閲覧を有料にしていると説

大川代表幹事 「営利活動」に

「ア」については、情報のオープンな方が問題です。

横浜市の現行の公文書公開

請求は減りません。「請求マニア行政チェックが妨げられること」が行政の仕事、と割り切ってもらえないでしょう。むしろ、臆条例の見直しを、審査会に諮問し

大川 日本の場合、マズイと



「情報のオープンが行政の仕事」と語る、かながわ市民オンブズマン代表幹事の大川弁護士＝5月29日、横浜市中区で

か。

大川 例えば第三セクターや、市議会の委員会議事録などは、情報公開の適用対象外です。また、「課長未決裁文書」は「公文書」と認定されていないので、やはり公開されません。索引もないから、どの課がどんな文書を持っているか分からない。必要な公文書の特定が難しい、というのも問題ですね。

「墨塗りどころか、肝心のことが何も書いてない、公文書」というのもあるそうですね。大川 公文書づくりにきちんとしたルールがないからです。だから請求しても、氏名や業者名が欠落している、非常に奇妙な文書が出てくる場合があります。

「情報公開先進国」といわれる米国のオンブズマン組織とき

「情報公開先進国」といわれる米国のオンブズマン組織とき

「情報公開先進国」といわれる米国のオンブズマン組織とき

大川 日本の場合、マズイと

はとりあえず非公開処分としてしまっケースが多いですね。最悪提訴されても、裁判で不利になったら公開すれば、裁判所が「請求の理由がなくなった」として却下してくれるからです。しかし、米国の場合、例えば非公開処分が「違法」と認定されたら、非公開処分とした役人自身が懲戒処分になります。こうした点も含めて、もっと米国に学ぶことは多いと思います。

川崎には公設の「オンブズマン」制度がありますが、市民オンブズマンの立場からみて評価は低いですか。

大川 苦情処理でも、申立人が直接被害を受けるものしか取り上げないようです。何より「勧告」に法的拘束力がないのが弱い。あまり機能していない、というのが率直な感想です。それと、名称。本来の趣旨から「公設オンブズマン」もしくは「行政オンブズマン」という名称が妥当です。われわれ市民のオンブズマン組織とき

「情報公開先進国」といわれる米国のオンブズマン組織とき

「情報公開先進国」といわれる米国のオンブズマン組織とき

「情報公開先進国」といわれる米国のオンブズマン組織とき

「情報公開先進国」といわれる米国のオンブズマン組織とき

大川 日本の場合、マズイと